平成２１年（フ）第４６４号
山形県天童市東長岡１丁目７番３号　サンチェリーハイツ203号
債務者　庄司　修一
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６７号
山形市松波１丁目９番35号
債務者　仙台っ子ラーメン寿町店こと　千葉三雄
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５０号
奈良県橿原市栄和町15番地２　ヴェルビュ橿原神宮前110号、住民票上の住所奈良県天理市田町147番地21
債務者　長野　政幸
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５７１号
奈良県香芝市西真美２丁目23番地の25
債務者　佐々木章子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５７２号
奈良県香芝市西真美２丁目23番地の25
債務者　佐々木　愛
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５７９号
奈良県北葛城郡河合町大字城内493番地１
債務者　二井川久美子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５８６号
奈良県御所市大字西北窪179番地の１
債務者　保田真澄美（旧姓中本）
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５９１号
奈良県大和高田市土庫２丁目７番３号
債務者　原口　知美（旧姓松村）
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５９５号
奈良県葛城市笛堂563番地４、前住所奈良県北葛城郡新庄町大字西室82番地の３
債務者　森下　康子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５９７号
奈良県橿原市西池尻町268番地の５　林田マンション301号
債務者　小南　宗二
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５９８号
奈良県橿原市西池尻町268番地の５　林田マンション301号
債務者　小南祐美子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５９９号
奈良県橿原市東竹田町319番地の１
債務者　山口　靖子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第９０号
和歌山県田辺市中万呂13番地の15
債務者　大垣内アナリザこと　ＯＧＡＩＴＯ　ＡＮＡＬＩＺＡ　ＳＡＭＢＡＪＯＮ
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第６９５号
長崎県長崎市中小島１丁目５番８号　メモリー中小島101号、旧住所長崎県長崎市船大工町２番11号
債務者　鍛　　慎吉
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９４号
静岡県富士市宮島749番地の７　レオパレス富士108号、前住所静岡県富士市宮島569番地の１　フレグランス加藤Ｂ202、住民票上の住所静岡県島田市東町408番地の３
債務者　藁科　知己
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月24日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２２７号
静岡県富士市岩淵532番地、前住所静岡県富士市蓼原69番地の３
債務者　野村　五月（旧姓横瀬）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第５号
岡山県津山市野介代25番地５
債務者　藤本　友一
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部